

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 15 号）」の概要

- 1 令和 5 年度税制改正に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件（令和 3 年国税庁告示第 18 号）において、「第三十七条の十四第三十一項」と規定している部分を「第三十七条の十四第三十四項」に改正するなどを行うものである。
- 2 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 号の改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。